

我が国のあるべき国際平和協力を求めて！

2012.5.15 (火) [山下輝男](#)

我が国は、国連を中心とした国際社会が行っている平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任に相応しい協力を行うため、物心両面の協力を行ってきた。

1992（平成 4）年 6 月、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下 PKO 協力法）を制定し、同年のカンボジア暫定機構（UNTAC）への陸上自衛隊の派遣を皮切りに、モザンビーク、ルワンダ等々12 件の PKO 派遣、5 件の「人道的な国際救援活動への協力」及び 8 件の「国際的な選挙監視活動への協力」を行ってきた。

また国際緊急援助隊法（JDR 法）に基づき、被災国や国際機関の要請に基づき国際緊急援助活動を行ってきた。更には、イラク特措法やテロ特措法、新テロ特措法に基づく人道復興支援等の活動も行ってきた。

また、ソマリア沖やアデン湾での海賊行為から付近を航行する船舶を護衛する為に、当初は海上警備行動により、海賊対処法が成立後はそれに基づき水上部隊及び航空部隊が派遣されている。

経済的な面における国際平和等協力においては、その主体である政府開発援助（ODA）等による協力を行っており、民間のレベルにおいても、NGO 等が様々な形での国際平和協力を行っている。



自衛隊員の PKO ワッペン

1992 年の PKO 協力法から 20 年、日本らしいきめ細かな活動と他国から称賛されるプロフェッショナルリズムを発揮してきた。日本の国際協力の諸活動もそれなりの経験と実績を積み、見直すべき事項も多々あるものと考えられる。

特に国連平和維持活動については、検討改善すべき点が多いと思われ、最近報じられた（平成 24 年 4 月 25 日）ところによると、PKO 協力法の改正が俎上に上っている。

本稿は、現状や過去の経緯を踏まえ、あるべき国際平和協力活動について論考しようというものである。

1. 多機能型 PKO への対応

（1）伝統的 PKO から多機能型（複合型）PKO へ

冷戦下における PKO にあつては、紛争当事者間の停戦合意を前提として、平和維持部隊や軍事監視員による停戦監視、兵力引き離し等を行って敵対行為の再発を防止することが目的であった。

しかしながら、冷戦構造が崩壊すると、国際平和と安全の維持に関する国連の役割に対する加盟国からの期待が高まってきた。また、紛争の態様も国家間の紛争から、一国内における紛争へと変容した。

これに伴い、PKO の任務も多様化し、伝統的な PKO の任務に加え、選挙監視、文民警察、人権擁護、難民帰還支援、行政事務、復興開発等の分野における活動が任務に付加されるようになった。

詳細は割愛するが、この変遷は、ガリ事務総長の「平和への課題」（1992 年）と「同追捕」（1995 年）、更には 2000 年「ブラヒミ報告」に明らかである。

その概要は次の通りである。



ニューヨークの国連本部における国連総会の様子 [\[AFPBB News\]](#)
ギャラリーページへ

- ガリ事務総長の「平和への課題」
 - ・予防外交：紛争前の国連の介入
 - ・平和創造：紛争解決（平和執行部隊の創設）
 - ・平和維持：従来型のPKO
 - ・平和構築：選挙管理等を通じた国内政治への介入

- ブラヒミ報告の要点
 - ・強制行動は国連の能力を超える。注参照
 - ・平和維持と平和構築の有機的一体化により紛争解決

*注「平和への課題」に即した形でのマケドニア国連予防展開隊は一定の成果を収めたと云われるが、平和執行部隊構想を具体化した第2次ソマリア国連活動（UNOSOM II）は目的を達成できずに撤退した。

国連による平和執行部隊の失敗もあり、憲章7章に基づく武力行使を含むような任務は多国籍軍に任せて、それ以外の任務はPKOが担うというような棲み分けができあがった。

ブラヒミ報告により、多機能型のPKO創設については国際的なコンセンサスがあり、その後設立されたPKOでは、任務の遂行や文民の保護のために、必要なあらゆる行動をとる権限が認められるようになっている。

（2）多機能型PKOへの対応

ア 任務遂行に必要な万全の態勢の構築

多機能型のPKOが行う活動を列挙すれば、停戦・武装解除等監視や駐留・巡回等を含む本体業務としての6個の活動、選挙・投票の監視・管理、警察行政事務や行政事務に関する助言・指導・指導等の分野、医療・防疫、被災民の捜索・救出・帰還援助、被災民の生活救援や収容施設の設置、輸送や建設等の人道的な救援活動がある。

我が国は、平成13年いわゆるPKO本体業務を国会承認を条件として凍結を解除したが、現在までにはこれらの活動を行ったことはなく、後方支援等に限定した活動に留まっている。

本体業務を行うには相応以上の準備や研究が必要であり、その様な体制を確立しなければならない。

今までの安全運転に徹したPKOから、あらゆる人道的な救援活動の他、本体業務をも実施し得るべく調査・研究、訓練を行い更なる国際的責任を果たすべきであろう。

イ 軍事部門と文民分野との総合一体化と人材育成

多機能型のPKOにおいては、軍事部門と官・民部門が密接に共同することが必要である。勿論、ステージによってそれぞれの果たすべき役割や相互補完の関係も異なってくる。

軍・官・民が如何なる相互関係によって任務を果たすかを真剣に検討し、訓練し研究し

ておかなければ、対応できないだろう。基本的には、軍・官・民のそれぞれがお互いを熟知することであろう。そういう意味においては我が国の態勢は寂しい。

陸上自衛隊には中央即応集団に属する「国際活動教育隊」があり、また平成 22 年 3 月、統合幕僚学校の下に国際平和協力センターを新設され、国際平和協力活動等に関する知識普及に資するための「国際平和協力基礎講習」を実施するとともに、専門的な課程教育を行っている。

自衛隊以外の態勢については、以下の通りである。

国際平和協力の活動範囲は紛争予防から、紛争後の緊急・人道援助、復興・開発支援まで広範囲に及ぶため、人材が求められる分野も多岐に及んでいる。これらに関わる研究や人材育成が急務との認識もあり、平成 16 年 4 月国際平和協力分野における人材育成検討会行動計画が策定された。

そして、大学におけるその嚆矢となったのが広島大学の「教育開発国際協力センター」であり、その後いくつかの大学に同様の機関が設けられつつある。外務省委託の広島平和構築人材育成センター(HPC)も平成 23 年度に設立された。

これらの大学等の機関と自衛隊の教育機関等の共同研究や交流が必要である。また、官僚も国際平和活動に積極的に参画させて、平素から人材を育成しておくことが必要だ。

官・民サイドも軍事組織の概要や活動要領を熟知し、軍事組織も官・民による活動要領とそれとの連携を承知することが、より効果的な任務達成となる。この為の平和構築における CIMIC に関する更なる研究の進展が望まれる。

ただ残念なことは、国際平和活動中に、文民警察官や外交官の殉職者が発生して、それが原因かどうかは不明だが、やや消極的ではないかとの懸念を表する者もいる。

1993 年 5 月 4 日、UNTAC の日本人文民警察官 5 人が、オランダ海兵隊部隊の護衛の下にパトロール中に、身元不明の武装集団に襲われ、高田警部補(2 階級特進し警視)が死亡、4 人が負傷した。また、2003 年 11 月 29 日には、イラクへ派遣されていた日本人外交官 2 人(奥克彦参事官(2 階級特進し大使)、井ノ上書記官)が、車両で移動中、何者かに射殺された。

かかる事態が起きないように万全の態勢を整えることが為政者の仕事であり指揮官の責務である。しかしながら、絶対に起きないとも言えぬ、その様な事態を乗り越えねばならない。派遣される隊員のみならず国家的か覚悟が要求されよう。

2. 中・長期的視点(戦略)に立脚した国際協力の実施

(1) 国際平和協力活動参加の目的等

我が国の国際協力活動は、余りにも「人道目的」が喧伝されてきたのではないか？

考えるに、限りある自衛隊の能力や官民の能力あるいは財政的な制約もあり、国際平和協力活動を我が国の国益との関係で如何に律すべきかを検討すべきだ。

確かに人道的な問題や地球的規模の諸課題に対し国際的責任を果たすことは重要ではあるが、まず、「日本の安全と繁栄への寄与」を第 1 とし、次に「国際社会の平和と発展への貢献」との視点から検討を行い、「人道的な視点」を加えて最終的な判断を行う方が望ましい。

即ち、日本の安全保障や国家発展の観点から、当該国際協力が如何なる意義を有するかを冷徹な目で判断することが必要だ。

PKO 等への参加に当たっては、「政治的判断基準(所謂宮澤 4 原則)」なるものがある。

5 原則を満たしており且つ 1) 憲法の枠内、2) 国内の支持や国際社会からの評価、3) 万全の支援態勢を整えること、さらに 4) 我が国が適切に対応し得る分野であることとされている。

若干の異論はあるが、穏当なものであるとは思うけれども、我が国の安全と繁栄に寄与

しうることを重要な判断基準のひとつとして追加すべきである。

(2) 各種活動の総合一体的運用



東ティモールでの国際平和維持活動（PKO）に参加するため首都ディリのコモロ空港に到着した自衛隊員ら（2002年3月23日撮影）〔[AFPBB News](#)〕

ギャラリーページへ

明確な国家戦略を策定して、その目的・目標に応じて、PKO、国際緊急援助、ODA（政府開発援助）、文化やその他の協力活動等を如何に吻合するかがしっかりと確立されなければならない。軍事組織、官、民が有機的に連携して国家目標が達成されることが必要である。

我が国のODAは、2国間援助と多国援助に区分され、中国に対する援助は、既に打ち切ってはいるが、2国間援助の累積総額で一番援助しており、2007年度までに約6兆円のODAを行った。矛盾を感じるのは筆者のみであろうか？

閑話休題

“経済面でのODA”と“PKOやJDRの人的貢献”による国際平和協力は、日本にとっての、いわば大きな武器である。この2つの武器を使って日本の安全と繁栄に寄与させることを狙いとした運用を考えるべきである。

日本には戦略がないと言われるが、国家戦略室なるものがあり専任の大臣もおられるのだから、日本の政策の総合調整をしっかりと果して欲しいものだ。

この点、中国は明確な国家意思の下あらゆる施策を推進しているような気がする。時にはえげつなく感じることもあるが、少しは見習った方が良いのではないだろうか？

3. 国際平和協力活動のための所謂「一般法」の制定

(1) 一般法制定の必要性

20年にわたる国際平和活動を通じて、自衛隊等を派遣するに当たって色々な課題が明らかになった。

新たな事態が生じる毎に、テロ特措法、イラク人道復興支援法等の特別措置法により対応してきたが、制定には時間を要し、機動的に対応できなかった。このことは、また我が国の積極的な国際協力姿勢に対する疑念を与えかねず、特措法により対応することとなるので、事前の準備ができず結果的に対応が遅れることともなった。

また特措法は時限法であって、必要があって活動を延長する場合には新たに仕切り直しをせざるを得ないという問題点があった。例えば、テロ特措法は、2001年成立(2年の時限法)、2003年の改正で2年延長、2005年の改正で1年再延長、2006年の改正で1年の再々延長という状況であった。

さらには、テロ特措法の失効を見越して、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（新テロ特措法）を制定して海自艦による給油を行った。本特措法も2回の延長が措置されている。

(2) 「一般法」制定にあたり考慮すべき事項

政権交代以前の2008年当初には、「政府はPKO以外でも自衛隊が海外活動できる一般法

(恒久法)について秋の臨時国会での提出を視野に本格検討に着手した。国連決議や国際機関の要請を派遣の前提とし、国会の事前承認を義務付ける一方で、武器使用基準の緩和を検討する方向で与党と調整に入る。」と報じられ、民主党も必要性については認識が一致しているとされた。

一般法に関する議論が多くなされ、「与党・国際平和協力の一般法に関するPT」の中間報告が2008年6月に発出されるという状況であり、大いに期待を抱かせたものである。

しかしながら、その後政局が混乱し、政権交代が行われると一般法に関する議論は下火になって現在に至っている。

自公によるPT中間報告については、少々物足りない。問題先送りとも云える姿勢が目立つ。

●警護任務については公明党に配慮し、引き続き検討とした。本件については、本年4月25日、民主党政権が警護任務を盛り込む法改正に踏み出したが、その意義は大きい。

●中間報告は、PKO参加5原則の維持を前提としているが、民主党政権が武器使用に関して踏み込んだことは喜ばしい。

●武器使用については、所謂駆け付け警護のみではなく、国連から示された任務遂行のため武器使用は国際標準に従って認めるべきだろう。(細部後述)

●活動地域を「非戦闘地域」と限定しているが、そもそも戦闘地域や非戦闘地域との概念が不明確であり、武力行使との関係での苦肉の策でしかない。

国連の活動に積極的に関与し責任を果たすためには、活動地域を非戦闘地域と限定する必要があるのだろうか？ 憲法解釈との関係を整理する必要がある。

●我が国が行う国際平和協力業務については、PKO協立法第3条3項に実施し得る活動項目として限定的に列挙しているが、多機能型のPKO派遣となると活動内容も多岐にわたり、列挙されている項目以外についても実施せざるを得ない場合も十分にあり得ると考えるべきであり、柔軟性を持たせた表現とすべきである。

限定的に列挙しないと武力組織は暴走するものなどの誤解があるようだ。少なくとも国連PKOにおいては、国連事務総長特別代表が指揮しており、所謂シブリアンコントロールも確保されており、派遣された部隊が独走するなどあり得ない。

何れにしても、我が国の活動内容をPKO協立法に規定しているような項目に限定する必要はない。

極めて限定的に縛ることで柔軟性を失い国際的な責任を果たし得ないことになっては問題だ。政治的に成熟していない段階ではやむを得ないとしても、踏み出す必要があるのではないか？

●一般法を策定する場合の問題点は、国連の決議がない場合における国際平和協力活動への参加の是非であろう。

本件に我が国として如何に対応するかは、これこそ国民的議論を行うべきだと思う。基本的には、国際正義の理念、我が国の国益、そして国際的責任、国民の覚悟を勘案して決定すべきであると思料する。表現に工夫を要する。

●ソマリア沖の海賊対処活動と同様の事態についても国際平和活動の一環としての性格を併せ持っており、含めた方が望ましいのだろう。

4. PKO参加5原則の改正



イラク・バグダッドの南 270 キロメートルのサマワに到着した自衛隊の派遣部隊（2004 年 3 月 20 日撮影）〔[AFPBB News](#)〕

ギャラリーページへ

（1）5 原則と武器の使用に係る変遷

PKO 協力法に基づき、次の原則に従い国連平和維持活動に参加することとしている。

- 紛争当事者の間で停戦合意が成立していること
- 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること
- 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること
- 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することができること
- 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること

1992 年 PKO 協力法が制定された時から、いわゆる「駆け付け警護」や他国の PKO 要員が襲撃を受けた場合への対応ができない等の問題点が指摘され、他方で、海外での武力行使を禁じた憲法 9 条との関係で慎重論も根強かった。

国連カンボジア暫定機構（UNTAC）の施設大隊は、小型武器として拳銃及び小銃のみを携行した。現地でのゲリラ兵よりも軽装備の武装であって自衛が可能かとの論議もあったが、国内世論を慮って軽装備のみとなった。

武器使用については、PKO 協力法 24 条において、「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊の隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる」ことが認められていた。

ルワンダ難民救援隊の派遣に際しては機関銃の携行が認められ、また、数度の海外派遣を経て、1998 年（平成 10 年）には国際平和協力法が改正されて、武器使用が現場の上官の命令によるべきことが、2001 年（平成 13 年）には「自己の管理下に入った者」（自衛隊が保護した難民や同じ場所にある他国の PKO 要員などが想定される）の防衛や自衛隊の武器などを防護するための武器使用が認められるに至っている。

ルワンダ難民救援隊の派遣時（1994 年 9 月～12 月）には、ルワンダ軍に守ってもらってと揶揄もされ、また機関銃の携行数を 1 丁にするか 2 丁にするかの不毛な議論も行われたが、終に国際的・常識的な議論が行われなかった。

しかしながら、逐次に現実的な議論が行われるようになり、やっとなんと言った方がいいだろうが、PKO 協力法改正への動きが具体化した。

その内容は次の通りである。

「政府は（本年 4 月）25 日、今国会提出を目指す国連平和維持活動（PKO）協力法改正案

で、隊員の武器使用基準を緩和し、他国の部隊が攻撃された場合に自衛隊が駆け付けて防護する『駆け付け警護』を認める方向で調整に入った。武器使用の相手は『国または国に準ずる組織』以外に限定する。共同任務に当たる他国の部隊の救援要請を、国内法の規定を理由に見過ごせば『国際社会の非難を招きかねない』との指摘もあり、活動を国際基準に合わせるのとは不可欠と判断した。」と報じられた。

(2) 現政府が目指す PKO 協力法改正でも残る問題点

ア 5 原則の第 1 「紛争当事者間の停戦合意」に関する件

5 原則の第 1 に示されているのは、「紛争当事者間で停戦の合意が成立していること」である。

伝統的な PKO が想定していた条件であるが、責任ある紛争当事者が明確でない場合もあるろうし、或いはそれらが存在しない場合等もあり、厳格に規定する必要があるのだろうか？

紛争当事者が複数存在し、あるいは、無政府状態に陥っている場合もあり、この原則を単純に適用することが困難な場合があり得ることを想定しておくべきだろう。そういう意味において、本原則が必要か検討を要する。

イ 任務遂行の為に必要な武器の使用を認めるべきである

国連決議や国連 PKO の指揮下で活動する場合、我が国だけが国際標準ではない基準で対応することは混乱を来すだけではなく、他国を危険に陥れる虞れすらあり、これでは共同する他国からの信頼は得られまい。

PKO 協力法は、武器の使用に関しては、憲法の禁止する「武力の禁止」及び「他国による武力行使との一体化」に該当しない範囲で認められるものとして、厳しいものになっている。

一方、国連の武器使用については、自己防衛のための武器使用権限（A タイプの武器使用）に加え、任務に応じ自衛を超える任務遂行の為に武器使用（B タイプの武器使用）があり、この両者を認めるというのが国際標準である。

「他国による武力行使との一体化の禁止」は日米安保条約下における米軍に対する後方支援との関係で、集団的自衛権に該当する恐れがあるからとの理由で認められないとするものである。

しかし、この考えが、国際的平和協力活動に適用されるかどうかについては疑問がある。甚だ偏狭で議論のための議論をしているとしか思えない。何れにしても、国際標準を基本とすべきである。

ウ 武器使用の対象を「国または国に準ずる組織以外」と限定することについて

政府の改正案では、武器使用の相手を「国または国に準ずる組織以外に限定」しているが、政府の及び腰が透けて見える。多国籍軍や有志連合による軍隊の作戦に参加する場合には、国やそれらに準ずる組織の妨害行為もあろうが、少なくとも国連 PKO が想定するような場合には大々的な武力衝突は想定し難く、もし仮にあったとしても、国連の指揮命令の範囲内における任務遂行の為に武器の使用を認めるべきではないだろうか？

このようなケースまでも、憲法 9 条が禁止する国際紛争を解決するための武力の行使というのか、小生には疑問が残る。神学論争は止めて欲しいものだ。

5. PKO や国際緊急援助隊の派遣の恒常化に伴う自衛隊の課題点の解決

(1) 派遣実績

ア 国際連合平和維持活動 (PKO) への協力

これまで 9 件の国際連合平和維持活動に部隊や要員を派遣した。

現在活動中なのは、ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)、国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)、国連ネパール政治ミッション (UNMIN) 及び国連スーダ

ン・ミッション（UNMIS）の4件である。

イ 特措法等に基づく後方支援や復興支援

ペルシャ湾への掃海艇の派遣（1991年6月～9月）、テロ特措法及び新テロ特措法による海自艦艇のインド洋への派遣（2001年6月～2010年2月）及び陸・空自のイラクへの派遣（2004年1月～2008年12月）が行われた。

ウ 国際緊急援助隊の派遣

国際緊急援助隊法（JDR法）の改正に伴い、自衛隊が国際緊急援助活動や、その為の人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。爾来、11件の活動を行っている。

エ 難民救援等

ルワンダ紛争に伴いルワンダ難民救援隊を派遣（1994年9月～12月）した他、東チモール紛争、アフガン紛争、イラク戦争に伴い所要の空輸部隊を派遣した。



ソマリア沖のアデン湾で、海上自衛隊の補給艦「とわだ」（右）から燃料補給を受ける護衛艦「さざなみ」（2009年3月28日撮影） [[AFPBB News](#)]

[ギャラリーページへ](#)

オ 海賊対処

海上警備行動、海賊対処法成立後は同法により、ソマリア沖海賊対処の為に海自を基幹とする水上部隊と空・陸の統合部隊が派遣された（2009年3月～）。

（2）顕在化した課題と解決方向

自衛隊の海外派遣が恒常化し、経験を積んでノウハウが蓄積され、自衛隊に対する国内外の高い信頼と評価が得られていることは喜ばしい事ではあるが、いくつかの課題も見えてきた。

ア 隊力所要の増大

恒常的に、部隊を派遣することにより当該派遣部隊は通常の任務に従事し得ないのは当然だが、それを支援・管理する部隊の隊力も増加し、更には交代に備えて教育訓練や物心両面の準備も必要となっている。

ただでさえ、ぎりぎりの隊務運営を行っている自衛隊としては人的な負担となり、隊務に悪影響を及ぼしている可能性もなしとはしない。

PKO協力法第6条6項には「自衛隊の任務遂行に支障を及ぼさない限度において、・・・」、18条においては「総数は2千人を超えないものとする。」としているが、PKO派遣に伴う影響を軽減するためにも、本法に規定する2,000人を自衛隊の定員の枠外とする案を考慮して頂きたいものだ。また、当然財政的な面での配慮もあってしかるべきだろう。

イ 迅速な部隊派遣に制約

自衛隊は専守防衛・海外派兵をしないという前提のもとに戦略機動展開能力を極端に制限されてきた。PKO等の国際平和協力活動のために海外に部隊を派遣する場合に、この歪が足かせになっている。

海外への人員・車両・資器材の展開は、民間機の活用その他、海・空自の輸送力を活用することとなるが、長距離迅速海外展開には制約がある。



航空自衛隊の次期輸送機 C-X ([ウィキペディア](#)より)

ギャラリーページへ

1) 航空輸送能力

海外展開にはC-1輸送機は航続距離の関係で運用できず、C-130輸送機のみが対応できるが、現在の保有数では、ローテーションやバックアップを考えると心許なく、更に目的地に直行することも叶わず(20t、4000km)、航続距離も十分とは言えない。

UH多用途ヘリの搭載は可能だが、CH-47ヘリコプターの輸送は不可能である。次期C-Xも大幅なペイロードや航続距離の増大は望めそうにもない。



海上自衛隊 DDH ひゅうが ([ウィキペディア](#)より)

ギャラリーページへ

2) 海上輸送能力

海上自衛隊の輸送艦はCH-47ヘリの搭載も可能であるが、如何せん目的地までの輸送所要時間が大である。

2) 海外輸送力のチャーター

自衛隊の海外派遣に当たっては、米空軍のC-5等の戦略輸送機ではなく、旧ソ連製のアントノフがチャーターされた。ルワンダには陸自の指揮通信車、ハイチやスーダンへの輸送にもアントノフ機がチャーターされた。同機の退役後はどうするのか、タイムリーにチャーター出来るのかも問題である。

4) 民間輸送力の活用

武器及び弾・火薬の輸送の制約、危険地(?)への展開に対する反対、防護性の問題、民間輸送力活用システムの欠如等々によりかなりの課題がある。

少なくとも、特に迅速性が要求される先遣隊等については人員・装備・資器材はワンフライトまた最少回数のフライトで輸送できる体制を整えたいものである。戦略海上輸送においても高速輸送能力を有する輸送艦の保有が望ましい。

自衛隊が自前で保有することが費用対効果上問題あるとするならば、国家としての戦略輸送態勢を整える必要がある。

自衛隊の貧弱な戦略機動展開能力では、島嶼防衛すら覚束ない。新大綱においても迅速な展開・対応能力の向上を重視事業としているところであり、我が国のさらなる国際貢献の為に、自衛隊及び我が国の戦略機動展開能力の向上が望まれる。

今般の東日本大震災においても、自衛隊は最大限の輸送態勢で臨んだが、必ずしも十分ではなかったとの批判もある。

ウ 特別な装備の調達や装備品の改善・充実

任務、派遣先の情勢、天候・気象等に対応し得るように新たな装備を調達し、或いは既存の装備品に改善を加えることが必要となる。

例えば 2004 年 1 月サマワに派遣されたイラク復興支援活動においては、以下に述べるような装備品の改修等が行われたとされる。

●89 式小銃 切換えレバーを左側にも装着



軽装甲機動車 ([ウィキペディア](#)より)

ギャラリーページへ

●軽装甲機動車

- ・側面防弾ガラスの強化
- ・上面ハッチ全周をカバー可能な装甲板の追加機関銃手をワイヤートラップから保護するためのワイヤーカッターの追加
- ・防弾ガラスを 7.62mm 小銃弾（普通弾）に抗たん可能なものに変更
- ・予備タイヤや燃料缶用のラックの追加
- ・ラジエーター等を砂塵から防護するための改修、割高になるのは必定だ

●砂漠仕様の迷彩服（防暑服 4 型）と防暑靴

装備品が使用されるあらゆる状況を調査・研究し、改修方法を決定して、出国までにそれを終えなければならない。大変な作業だ。

自衛隊の関係者のみならず、防衛産業各社の並々ならぬ努力があつて、これらの改修は比較的順調に行われ、特段の問題は発生していないが、平素から、あらゆることを想定して種々調査研究しておくことが必要であろう。

終りに

国連中心主義を標榜し、グローバルな平和による利益を享受してきた日本は、PKO 協力法から 20 年を経て、色々な課題も見えてきた。議論の収束方向も一定のコンセンサスが得られる可能性が高まっている。

しかしながら、あるべき態勢に至るには越えなければならないハードルがある。本稿において、それらを提示したつもりである。読者諸賢の御叱正を望む。